

府食第736号
令和6年11月29日

厚生労働大臣
福岡 資麿 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和6年11月21日付け厚生労働省発健生1121第6号により貴省から当委員会に対し照会された事項については、食品衛生責任者となることができる者の要件に関する改正であり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。